

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和7年4月11日

京都府立洛西高等学校
校長 伊勢坊 智弘

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
京都府立洛西高等学校 視聴覚室空調更新工事
- (2) 業務の仕様・数量等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約日から令和7年7月15日まで
- (4) 工事場所
京都府立洛西高等学校 地内

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒610-1146 京都府京都市西京区大原野西境谷町一丁目12-1・2
京都府立洛西高等学校 事務部
TEL 075-332-0555
FAX 075-332-0216
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等
ア 公告日から令和7年4月25日(金)までの間、交付期間中2の(1)の場所にて9時00分から17時00分までの間に交付する。
イ 原則として本校ホームページ (<http://www.kyoto-be.ne.jp/rakusai-hs/mt/>) からダウンロードすること。

3 入札に参加できない者

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者
- イ 審査基準日(一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提

出期間の初日が属する年の4月1日をいう。以下同じ。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有している者

ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載していない者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当するほか、次のいずれかに該当しない者であること。

(ア) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を使用するなどしている者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかを知らながら、当該者と契約を締結した者

(キ) 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

カ 確認申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名京商入札について指名停止とされていない者であること。

5 入札参加資格審査の申請

資格審査を受けようとする者は、京都府立洛西高等学校長(以下「校長」という。)に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付場所 2の(1)に同じ

イ 交付期間 2の(2)に同じ

ウ 交付方法 2の(2)に同じ

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

2の(2)に同じ。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

イ 提出場所

2の(1)に同じ

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の9時00分から17時00分までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

郵便書留で提出期間内に必着のこと。

エ 添付書類

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

なお、「京都府建設工事競争入札参加資格名簿（工事の種類 電気工事及び管工事）」に登載されている者については、京都府建設工事競争入札参加資格審査結果通知書の写しを添付することで、アからカまでの書類の提出を省略することができるものとする。

(ア) 法人にあつては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等

(イ) 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

(ウ) 消費税及び地方消費税納税証明書

(エ) 営業経歴書

(オ) 過去5年以内の同種の業務（関連業務を含む）の実績

(カ) 法人にあつては財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）、個人にあつては所得税の確定申告所一式の写し

(キ) 使用印鑑届

(ク) 権限を営業所長等に委任する場合は委任状

(ケ) 誓約書

(コ) 役員等調書

オ 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公平を図るため、申請者等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、「京都府立洛西高等学校 視聴覚室空調更新工事」に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、6による資格審査の結果を通知した日から令和7年7月15日までとする。

9 変更届

申請書を提出した者（5の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を校長に届け出なければならない。

- （１） 商号又は名称
- （２） 営業所の名称又は所在地
- （３） 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- （４） 個人にあっては、氏名

10 参加資格の承継

- （１） 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（３及び４のア、エ若しくはオに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業をおこなうことができると契約担当者が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その２親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同族の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併により設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

- （２） （１）により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他契約担当者が必要と認める書類を提出しなければならない。
- （３） （２）により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

- （１） 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- （２） 参加資格を有する者が、次のアからエまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、３年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月13日(火) 13時30分

イ 場所

京都府京都市西京区大原野西境谷町一丁目 12-1・2

京都府立洛西高等学校 ICT教室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出先等

(ア) 受領期限

令和7年5月9日(金) 書留郵便で期限内に必着のこと。

(イ) 提出先

〒610-1146 京都府京都市西京区大原野西境谷町一丁目 12-1・2

京都府立洛西高等学校 事務室

(ウ) その他

郵送による場合の入札方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によるものとし、電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業所であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む）は、再度入札に参加することができない。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 最低制限価格未満の価格で入札した者

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をおこなった者を落札者

とする。

- (6) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約書作成の要否
要する。

13 入札保証金

京都府会計規則第147条第2項第3号の規定により免除する。

ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

京都府会計規則第159条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、同条第2項第1号ないし第3号又は規則第160条第1項各号の一に該当する場合は免除する。

15 その他

- (1) 1から14までに定めるもののほか、京都府会計規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。